

徳島県公共施設等総合管理計画の修正

該当頁	修正後	修正前	備考
<p>P. 24 IV (4) ⑤ 長寿命化の実施方針</p>	<p>(略)</p> <p>長寿命化が必要と判断された施設については、その延長期間を「一世代相当分延長」、各施設ごとに例えば「25年（例えば、平均更新年数が40年の場合は建替期を65年に延長）と設定」し、その目標を達成するため、経済的かつ効果的で環境負荷低減やユニバーサルデザイン化の推進、災害対応にも配慮した「予防保全措置」を適切に講じていくこととする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>加えて、<u>ユニバーサルデザイン化の推進に当たっては、多様なニーズや施設の状況を踏まえ、誰もが利用しやすい施設となることを目標として改修を行うこととする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>長寿命化が必要と判断された施設については、その延長期間を「一世代相当分延長」、各施設ごとに例えば「25年（例えば、平均更新年数が40年の場合は建替期を65年に延長）と設定」し、その目標を達成するため、経済的かつ効果的で環境負荷低減や災害対応にも配慮した「予防保全措置」を適切に講じていくこととする。</p> <p>また、「長寿命化工事（大規模修繕工事等）」の実施に当たっては、「従来の平均的な更新時期」に建て替える場合と比べて、「LCC（ライフサイクルコスト）の削減」を図る。</p> <p>さらに、ハコモノ施設の長寿命化検討に際しては、平成26年度に実施した「公共建築物長寿命化モデル調査事業」を活用し、主なハコモノ施設における「保全計画」と「保全台帳」の整備を推進する。</p> <p>なお、各施設ごとの長寿命化の具体的な方針については、各個別施設計画において定める。</p>	